資料４

伊賀市公契約基本条例（素案）

2026(令和８)年11月

伊賀市　契約監理課

１　制度体系

シンプルで継続運用しやすい制度設計とするため、以下の三層で構成します。

- **公契約基本条例**…　公共調達の基本原則、公契約制度の仕組みと基本ルール
- **公契約基本条例施行規則**…　制度の具体的な範囲、金額設定、提出書類の様式
- **公契約制度運用の手引き**…　事業者向け、発注課向けの事務マニュアル

○公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケート

・ほとんどの自治体が、「条例」「施行規則」「手引き」の三層で構成（Ｑ１）

２　条例（素案）

（目的）

第１条　この条例は、市の公契約に関し、基本方針ならびに市及び受注者等の責務を定め、公契約の適正な履行及び労働者等の適正な労働環境の整備を推進することにより、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【趣旨・解説】

・本条例を制定する目的を規定することにより、条例の解釈指針を示す。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　公契約　市が行う工事の請負、業務の委託、物品の購入若しくは借入れに関する契約及び公の施設の管理に関する協定をいう。

⑵　特定公契約　公契約のうち、第６条から第 13 条までの規定の適用を受けるものとして規則または企業管理規程で定めるものをいう。

⑶　市長等　市長及び地方公営企業の管理者をいう。

⑷　受注者等　公契約を市と締結する者をいう。

⑸　受注関係者　次に掲げる者をいう。

ア　市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者（イに掲げる者を除く。）

イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、受注者またはアに掲げる受注関係者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

⑹　労働者等　受注者等または受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第９条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業または事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）または自らが提供する労務の対価を得るために業務を請け負い、もしくは受託する者

【趣旨・解説】

・本条例に規定されている用語について、その意義を明確にする。

・「⑵　特定公契約」は用語のみ定義し、対象とする契約の種別、契約金額の範囲など、詳細は規則または企業管理規程に委任する。

・本条例の適用を受けるのは「⑷　受注者等」（元請）だけでなく「⑸　受注関係者」（下請、人材派遣業者）も含めるものとする。

・「⑹　労働者等」には、一人親方も含めるものとする。

〇公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケート

・すべての自治体が、条例または施行規則で「特定公契約」の対象となる契約の種別、契約金額の範囲等を規定

・「労働報酬下限額」を適用する「特定公契約」の件数は、人口 20 万人未満の自治体平均で年間約 60 件、20 万人以上で年間約 200 件（Ｑ４）

・ほとんどの自治体が、「労働報酬下限額」を適用する範囲に二次下請以下や派遣労働者、条件付きを含む一人親方を含む（Ｑ８）

今後の検討事項

・「特定公契約」として規則で定める契約の種別、契約金額の範囲等

・上記の具体的な件数、事務量等の把握

・「特定公契約」の契約書に添付する特記事項の内容

（基本方針）

第３条　市は、公契約に係る施策の推進にあたっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

⑴　適正な積算による予定価格を設定するとともに、公契約の品質及び適正な履行を確保すること。

⑵　公契約の過程及び内容の透明性ならびに競争の公平性を確保すること。

⑶　労働者等の適正な労働条件の確保及びその他の労働環境の整備を図ること。

⑷　地域経済の活性化及び健全な発展のために、競争性に配慮しつつ、市内に主たる事務所を有する業者（以下「市内業者」という。）の受注機会の確保に努めること。

【趣旨・解説】

・本条例の目的を達成するにあたっての基本的な方針を定める。

（市の責務）

第４条　市は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に実施するものとする。

２　市は、公契約に係る業務の性質及び目的を踏まえ、適正に設計、発注その他公契約に係る事務を行うとともに、当該業務内容の重要性、緊急性及び効率性を考慮して、適切な時期かつ合理的な規模で調達するものとする。

【趣旨・解説】

・入札制度、契約制度の適正化(透明性、公平性、公正性、競争性)など、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のための取組を総合的に実施することを、市の責務として規定する。

（受注者等の責務）

第５条　受注者等は、公契約に関わる者として人権の尊重、仕事と生活の調和の実現、環境への配慮その他の社会的な責任を十分自覚し、この条例を遵守するとともに、第３条に規定する基本方針が実現されるよう市に協力しなければならない。

２　受注者等は、労働者等と適正な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、当該受注関係者と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

３　受注者等は、当該受注関係者にこの条例の趣旨を説明し、理解を得なければならない。

４　受注関係者は、受注者等と共にこの条例を遵守しなければならない。

５　受注者等は、受注関係者を選定するとき、または資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、市内業者を活用するよう努めなければならない。

【趣旨・解説】

・受注者等が、社会的責任を自覚し、労働者の労働条件の適正化に努めることを規定する。

・受注者等が、市内業者の受託する機会の確保に努めることを規定する。

〇公共調達と公契約条例に関する意識調査（事業者・労働者）

・会社（勤め先）の責務として「適正な労働環境の確保」が規定されることに50%以上の労働者が期待（労働者Ｑ６）

今後の検討事項

・受注者等の責務の実効性を担保する方法（具体的な取組の確認方法）

（労働報酬下限額）

第６条　市長等は、特定公契約において、受注者等及び受注関係者が労働者等に対し、市長が定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならないことを定めることができる。

２　市長等は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、第 14 条第１項の伊賀市公契約審議会の意見を聴くものとする。

３　市長等は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

【趣旨・解説】

・市長等が、特定公契約に適用する労働報酬下限額を定めることができることを規定する。

・「労働報酬下限額」の具体的な金額は明記せず、算定基準を規則で算定方法を手引きで定める。

〇公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケート

・ほとんどの自治体が、工事にかかる「労働報酬下限額」は公共工事設計労務単価を基礎に設定（Ｑ５）

・業務委託・指定管理にかかる「労働報酬下限額」は地域別最低賃金・自治体職員の給与を基礎に設定している自治体が多い（Q6）

・改正建設業法・入契法に基づく工事費内訳書の確認（労務費ダンピング調査）については、公契約制度が先行している中で、現時点では「別の仕組み」として公契約制度の見直しは必要ないと判断している自治体がほとんどだが、今後の国の動向を踏まえ工事費内訳書や労務費報告との二重確認を避けるなどの再検討は必要である（Q14）

〇公共調達と公契約条例に関する意識調査（事業者・労働者）

・「労働報酬下限額」は「業種、職種、契約内容に応じて個別に設定する」と考える事業者が最も多い（事業者Ｑ８）

・「労働報酬下限額」の適用により、自身の労働環境に良い影響を期待する労働者は50％以上（労働者Q12）

今後の検討事項

・労務費ダンピング調査との二重確認の回避（「労働報酬下限額」を適用する「特定公契約」から工事を除き、業務委託・指定管理等を対象とする）

または、当初は理念型でスタートし、国の動向と毎年の効果検証を見ながら賃金条項型へ移行する。

・「労働報酬下限額」を設定する場合の具体的な算定基準、算定方法

（例）工事・製造請負契約…　職種ごとの公共工事設計労務単価を参考に設定

業務委託・指定管理…　地域別最低賃金、自治体職員の給与を参考に設定

（労働環境の確認）

第７条　市長等は、前条に定める賃金の支払い状況ならびに特定公契約に係る労働者等の適正な労働環境が確保されていることを確認するため、当該特定公契約に係る受注者等に対し、必要な報告を求めることができる。

【趣旨・解説】

・市長等が、「労働者等」の適正な賃金及び労働環境が確保されているかを、「特定公契約」の「受注者等」に確認できること（「受注者等」の報告義務）を規定する。

・報告の具体的な内容は明記せず、詳細（様式など）は規則で定める。

〇公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケート

・自治体が定める様式（労働環境確認書、労働状況台帳など）の提出により確認している自治体が多数、賃金台帳等の法定帳票で確認している自治体は一部（Q10）

・材工共工事の場合も特別な対応はせず、上記により確認（Q11）

・半数の自治体が、本条例における課題として「事業者の書類作成負担が大きい」「市職員の確認事務が多い」「制度効果を把握しにくい」と回答（Q15）

〇公共調達と公契約条例に関する意識調査（事業者・労働者）

・本条例の制定により事務負担とコストの増加を懸念する事業者はいずれも約 60%（事業者Ｑ７）

・本条例の制定により事務負担が増加することに理解を示す割合は、事業者・労働者ともに約60%（事業者Ｑ９、労働者Q15）

今後の検討事項

・確認書類に盛り込むべき項目ならびに様式の作成

・確認書類以外に受注者等に求める資料等の有無

・確認作業にかかる市職員及び受注者等の事務量の把握、事務の流れを確認

（労働者等への周知）

第８条　受注者等は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、もしくは備え付け、または書面で交付することにより、労働者等に周知しなければならない。

⑴　労働者等の範囲

⑵　労働報酬下限額

⑶　次条の規定による申出をする場合の申出先

⑷　次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

【趣旨・解説】

・「特定公契約」の「受注者等」が「労働者等」に周知すべきこととその方法を定める。

〇公共調達と公契約条例に関する意識調査（事業者・労働者）

・「特定公契約」であること、「労働報酬下限額」が適用されることなどを事業者から説明・周知されることについて「重要」と考える労働者は全体の 70%以上（労働者Ｑ８）

（労働者等の申出）

第９条　特定公契約に従事する労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき賃金等が支払われていない場合または支払われた賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長等または受注者等もしくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。

【趣旨・解説】

・「特定公契約」において賃金の未払いや不足があった場合、「労働者等」が市長等または「受注者等」「受注関係者」に申出することができることを規定する。

〇公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケート

・令和７年度中に申出（相談）が１件以上あった自治体は 20%未満（Q13）

（不利益取扱いの禁止）

第 10 条　受注者等または受注関係者は、労働者等から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

【趣旨・解説】

・「特定公契約」に従事する「労働者等」からの申出に対して、「受注者等」または「受注関係者」が不利益な取扱いをすることの禁止を規定する。

〇公共調達と公契約条例に関する意識調査（事業者・労働者）

・前条の申出（相談）内容の秘密が適切に守られることを「重要」と考える労働者は全体の 90%以上（労働者Q11）

（立入調査等）

第11条　市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者等に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、または職員に当該受注者等の事業所もしくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

⑴　労働者等から第９条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認めるとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、特定公契約に係る労働者等の労働環境を確認するため必要があると認めるとき。

２　前項の規定により立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、労働者等その他の関係者に協力を求めることができる。

３　第１項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

【趣旨・解説】

・「労働者等」からの申出を受け、市職員が「受注者等」の事務所等へ立ち入り、必要な調査を実施することができることを規定する。

・立入調査をする市職員は、身分を示す証明書を携帯し、「受注者等」から請求があった場合、これを提示する必要があることを明記する。

〇公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケート

・令和７年度中に立入調査を１件以上実施した自治体は２団体（Q13）

（是正措置）

第 12 条　市長等は、前条第１項の規定による報告もしくは資料の提出または立入調査の結果、受注者等がこの条例の規定に違反していると認める場合は、受注者等に対し当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

２　前項の規定により是正の指導を受けた受注者等は、速やかに是正の措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

【趣旨・解説】

・立入調査の結果、条例違反が認められた場合、市が「受注者等」に対して是正措置を講ずるよう指導することについて定める。

・是正の指導を受けた「受注者等」は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市に報告しなければならないことを規定する。

〇公契約条例（賃金条項型）制定自治体アンケート

・令和７年度中に是正措置として１件以上指導した自治体は５団体（Q13）

（公契約の解除及び損害賠償）

第13条　市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市と受注者等との公契約の解除（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定の取消しまたは期間を定めて行う管理の業務の全部もしくは一部の停止の命令）（以下「解除」という。）をすることができる。

⑴　第７条に規定する必要な報告をせず、または虚偽の報告をしたとき。

⑵　第 11 条第１項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告をし、もしくは虚偽の資料の提出をし、または同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

⑶　前条第２項の規定による是正の措置を講ぜず、または報告をせず、もしくは虚偽の報告をしたとき。

２　前項の規定により解除をした場合において、受注者等に損害が生じても、市長等は、その損害を賠償する責任を負わない。

３　受注者等は、第１項の規定による解除によって市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

【趣旨・解説】

・条例違反があった場合、「特定公契約」を解除する場合があることを定める。

・契約解除や取消しなどにより市に損害が生じた場合は、契約約款等との関係を踏まえ賠償を請求できることを定める。

（公契約審議会）

第 14 条　第６条第２項に定めるもののほか、公契約の実施状況及びこの条例に係る重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申するため、伊賀市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、必要に応じて公契約に関する施策及び必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

３　審議会は、委員６人以内をもって組織する。

４　委員は、事業者及び労働者の代表者ならびに学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨・解説】

・「特定公契約」における条例の運用、施行状況、改正に関すること、労働報酬下限額に関することを審議する「公契約審議会」を設置することを明記する。

・「公契約審議会」の役員の選出、会議の運営など、詳細は規則で定める。

今後の検討事項

・審議会で「労働報酬下限額」の審議を行う際の事務の流れ、審議時期等の確認

・審議会で条例の効果検証を行う際の具体的な事務と見直しサイクル

（委任）

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則または企業管理規程で定める。

【趣旨・解説】

・本条例で定めるもの以外で、公契約に関し必要な事項は規則または企業管理規程に規定することを定める。

・制度の柔軟な運用と適時に見直しを行うため、条例には基本的な事項を中心に規定し、具体的な運用方法は規則または企業管理規程で規定し必要に応じて改正を行う。

附　則

この条例は、令和10年４月１日から施行する。